

60. 豊根村

自治体キャラバン陳情事項 回答

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療、介護、福祉など社会保障施策の充実を進めてください。

1. 村民が健康で文化的な生活が営めるよう、社会福祉施策の充実に取り組んでまいります。

【2】以下の事項については、市町村が住民サービス向上の視点にたって臨めば、実施可能なサービスですので、未実施の施策があれば、速やかに実施してください。

①住宅改修、福祉用具の受取代理（受領委任払い）制度を実施してください。

・ 今のところ受領委任払いにする予定はありませんが、検討していきたいと思います。

②障害者控除の認定にあたって、次の3点を実施してください。

ア. 介護認定者の障害者控除について村で基準を決めて実施しています。

イ. 村基準該当者には、個別送付を実施しています。

ウ. 前年認定者については、個別通知を実施しています。

③福祉給付金の支払の現物給付化について

・ 平成20年4月から制度改正により現物給付になります。

④老人保健の所得認定について

・ 該当する人には、「基準収入額適用申請書」を個別送付しています。

⑤高額合算の自動払い化について

・ 初回申請後は自動払いの方向で検討しております。

⑥子どもの医療費助成制度の現物給付化について

・ 平成20年4月から県制度に合わせて実施します。

⑦国民健康保険料の軽減制度について

・ 対象者には個別通知をして、適用漏れのないよう実施しております。

⑧出産・育児一時金の受領代理制度について

・ 検討中です。

【3】1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①保険料・利用減免、介護サービス改善のための費用を一般会計から繰り入れてください。

・ 介護保険料も県平均より低く設定しており今後も健全な運営に努めていきたいと思います。

②介護保険料について

・ ア 実績ベースでは給付費の17%以下で徴収しております。第4期の保険料についても低所得者等に負担にならないよう設定する努力をします。

・ イ 減免者は現在おりませんが、適切な対応をしていきたいと思います。

③利用料について

・ ア 介護保険法の規定により適正に実施します。

- ・ イ 介護保険料との兼ね合いもあり現行 1,500 円で実施します。
 - ・ ウ 国の基準により適正に実施します。
- ④ 要介護 1 以下の人の福祉用具貸与について
- ・ 社会福祉協議会の単独事業により、対応しております。
- ⑤ 地域包括支援センターについて
- ア) 地域支援事業の事業額は枠が決まっているし、当村の規模では在の1箇所が適當だと思います。
- 地域支援センターの職員の努力により、ケアプランを立ててもらえない人はいません。
- イ) 権利擁護や、虐待問題に対しても包括支援センター、役場、民生委員協議会、等で、連携を取って対応しております。また警察署へも協力を依頼しております。
 - ウ) 予算の制約はあるが、介護保険の予算枠を超える分については、一般会計から支出してセンターの機能維持に努めています。

⑥介護老人福祉施設の建設など施設在宅サービスの基盤整備を早急に行って介護サービスが必要な人すべてにゆきわたるようにしてください。

介護保険制度の実施に合わせて、老人保健施設を村内に誘致しました。現在は、東三河北部圏域における介護保険施設定員の制約があり、施設を増やすことは困難です。緊急性の高い人を優先的に入所させるなどの配慮が必要と考えます。

⑦人材確保と質の向上のために

- ア) 介護支援専門員、認定調査員の研修等に各事業所にも声をかけて積極的に参加するよう指導しています。
- イ) 指導監督機関である県に協力します。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①地域支援事業の財源は一般財源を基本とし介護保険からの支出は極力しないでください。

地域支援事業の費用については、介護保険事業計画に設定されており、その額に従つて予算措置しております。

②配食サービスは、毎日最低 1 回の配食を実施し、あわせて閉じこもりを予防するため会食方式も含め実施してください。

配食サービスは地理的条件等により無理である。村では村の高齢者支援事業により高齢者の安否確認をかねた配食サービスを年 4 回実施している、また社会福祉協議会で会食型の給食サービスを 5 会場で実施している

③独居、高齢者世帯のゴミ出しの援助など生活支援の施策をすすめてください。

介護保険対象外の方で家事援助を希望される方に対し、村のホームヘルパー派遣事業によりホームヘルパーを派遣し生活支援をしている。

④要支援、要介護の高齢者などの介護手当を引き上げ所得や介護期間介護度などの制限を設けず支給してください。

村には介護手当の制度はありません。村では高齢社会を迎え要介護者の増加が見込まれています。予防や適切な介護の方法等、介護者の正しい知識の習得をしていただくため社会福祉協議会に委託し家庭介護教室を開催しています。

⑤住宅改修費への独自の助成制度を実施増額してください。

村独自の住宅改修制度を設ける予定はございません。県の制度を照会し活用していただいております。

⑥介護予防は高齢者が地域で生き生きと生活し要介護状態にならないようするため敬老バスなどの外出支援や宅老所街角サロンなどの集まりの場へ助成を始めとして面的な施策を一般財源で実施してください。

高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならならないよう、村では生きがい活動支援事業により、介護保険対象外の方を対象に通所サービスを高齢者支援センターへ委託し実施している。また、村営バスは68歳以上の方に敬老乗車券を配布し無料で乗車できる。

2. 国の税制改正に伴う負担増の軽減措置について

①公的年金控除の縮小、老年者控除の廃止など国の税制改正に伴う国民健康保険税、介護保険料などの負担増を軽減する緊急対策を、国の施策に加えて市町村独自に実施してください

軽減措置は実施していないが、国の施策にのっとり、18年度19年度については、激変緩和措置を実施しています。

②市町村独自の減免制度が、同様の理由で受けられなくなった人に対しては引き続き受けられるようにしてください。

独自の減免制度は実施していないが、単独事業の利用については、対応していきます。

3. 高齢者医療の充実について

①2008年4月から2割負担に引き上げられる70才以上の高齢者の医療負担を1割に据え置くため医療費助成をじっししてください。

県の制度が改正されれば良いが、村単独では財政面を考慮した場合無理である。

②福祉給付金制度を70才から実施してください。

県の制度が改正されれば良いが、村単独では財政面を考慮した場合無理である。

③後期高齢者医療対象者に対し、名古屋市国保並み減免等。

・未だ保険料も決まっておりませんが、単独減免は財政的に困難と思われます。

4. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付で実施してください
中学卒業まで現金給付で実施しています。
- ②妊産婦の無料検診制度を拡充し無料の回数を増やしてください。
無料の妊婦健診は5回実施している。
- ③妊産婦医療費無料制度を新設してください。
近隣の町村と実施について検討していきたいと思います。
- ④就学援助制度を拡充し申請の受付は学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。
申請の受付は役場でも実施しております。

5. 国保の改善について

- ①制度の運用に当たっては、国民健康保険法第1条「社会保障及び国民保険の向上を目的とする」の立場でおこない「相互扶助」「公平な負担」などの考え方をもと込まないで下さい。
制度の維持のため、滞納者対策については相談をよくして適正に運用していきたいとおもいます。
- ②保険料の引き上げをおこなわず減免制度を拡充し払える保険税にしてください。
 - ア 後期高齢者医療との兼ね合いもあり、まだなんともいえません。
 - イ 中学生までの子育て手当を村単独で給付しているので、均等割免除は考えておりません。
 - ウ 現在のところ予定ありません
 - エ 現行ままの予定です。
- ③保険料滞納者への対応
 - ア 滞納者の生活実態調査により税務係と協議し収納率を高めていきます。
 - イ 被保険者と相談の機会を持って対応していきます。
 - ウ 制度の維持のため公平に対応していきます。

④国民年金保険料滞納者に対する措置について 今のところ予定ありません。

- ⑤国保の一部負担金の減免制度を拡充し、市町村や医療機関の窓口に制度の申請用紙とチラシなどを置いてください。規程のない場合は規定をつくってください。

減免制度を適用することにより保険税の引き上げ等の財源確保が必要となってくる財政面を考慮した場合無理である。

⑥国保法第58条第2項に基づいて傷病手当、出産手当制度を新設してください。

傷病手当、出産手当の制度新設により保険税の引き上げ等の財源確保が必要となってくる。財政面を考慮した場合無理である。

7. 障害者施策の充実について

①サービス利用者の負担軽減措置に関する資産用件撤廃について

現在のところ撤廃する考えはありません。

②各利用料を総合した負担軽減策について

予定はありません

③移動支援の利用範囲、利用時間の制限について

サービス体制の整備に努めています。

④精神障害のある人を障害者医療制度の対象にしてください。

国県制度の改正により対応していく。(村単独では無理である)

⑤ 障害児の給食費などの負担について

予定はありません

⑥学齢障害児の支援体制について

これから検討していきたいと思います。

⑦ 地域活動センター・小規模授産所への人件費補助を充実してください

村内に無いため、隣の設楽町の施設に支援しております。

8. 健診事業について

①特定健診、ガン検診、歯周疾患検診の自己負担額を無料にしてください。

また、実施期間を限定している市町村は実施期間を通年にしてください。集団方式に限定している市町村は個別医療機関委託方式も実施してください。

村では現在基本健診・歯周病健診無料、胃がん健診等については全額負担ではなく一部負担となっています。財政面を考慮した場合個人負担をいただくことはあっても村で負担することは無理である。

②歯周疾患健診及び75歳以上健診について

現行どおり実施していく予定です。

③子宮ガン・乳ガン検診を2年に1回としている市町村は年1回にしてください。
本村では、毎年実施している。

④前立腺ガン検診を年1回受けられるようにしてください。
本村では、毎年実施している。